

環境侵権制度の開拓を追求して（要約）

湖北省高級人民法院 呂忠梅

一 環境侵権制度開拓の現実的必要：「梨のさび病事件」について

（一）「梨のさび病事件」の概要

原告 2227 戸の梨農家の訴えによれば、彼らは梨の栽培によって生計を立てており、梨の生産量はこれまでずっと全国のトップクラスであった。しかし、1997 年に被告の所属する公道行政部門がこの地域をまたぐ国道の両脇に「檜柏（原語）を植えて以後、大きな状況の変化が現れた。1997 年以来、この地域の梨の生産量は年々減少し、2003 年の晩春から初夏にかけて広大な面積にわたり梨のさび病が発生したため、1 万 3706.35 ムー（1 ムーは 6.667 ヘクタール：訳者注）の約 115.13 万株の梨の木が全て収穫できない状態になってしまい、原告に多大な経済的損失を与えた。省内外の専門家の調べによると、この災害は国道に植えられた「檜柏」に起因するもので、しかもこの深刻な梨のさび病のために、この地域の梨は 2004 年も収穫できず、2005 年の生産量にも影響が出ており、今後も必ず同様の災害が再発するとされる。梨のさび病は自然災害ではなく、被告が大量に植えた「檜柏」が良好な農業生態環境を破壊したことによるものである。被告は、某市の交通委員会、省交通庁公道管理局、市公道管理所、区公道管理所、区国道料金所、区交通局、区公道管理部門の 7 機関である。公道の主管部門であり、また国道を管理及び維持する者である以上、公道の街路樹を植え替える際に、科学的検証を経ず、周囲の農業生態環境への影響を考慮せずに、でたらめに梨の木の天敵として有名な「檜柏」を植え、原告に多大な経済的損失を発生させたのであるから、法にもとづき民事責任を負うべきである。法院への請求は以下のとおり。被告に対して、直ちに国道沿いに植えられた「檜柏」の木を取り除き、経済損失に対する賠償金の支払いと訴訟費用の負担を命ずること。

本案の一審の判決では、原告の訴訟請求が棄却された。その理由は、被告の行為と原告の損失との間に法律上の因果関係は存在せず、しかも、原告の請求する賠償額についての証明が成立しておらず、被告の一部は本案の被告として適切ではないため、原告による被告に対する請求は認容できないとするものである。

（二）「梨のさび病事件」の司法問題及び立法問題

本案の直接の訴因は梨のさび病であり、原告は梨の木と一定の距離にある「檜柏」が梨のさび病発生の原因であると認識し、「檜柏」は交通部門が植えたものであるため、交通部門を被告としたのである。法律関係の側面から考えると、本案の原告と被告の間に法律関係が形成され得るかどうか、またそれがどのような性質の法律関係なのかについて、いくつか議論する価値のある問題がある。

- 1．個々の被告の行為はどのような性質に分類されるのか。
- 2．被告による「檜柏」を植える行為と梨銹病の発生との間には法律上の関係が成立しえるのか。
- 3．梨農家が提起した訴訟は、実体法上のどのような権利に基づくものか。
- 4．本案の事実は、どのような方法により認定されるべきか。どのような帰責原則を適用すべきか。

5. 本案においてどのように法律を適用すべきか。

司法過程の観点から見ると、本件は裁判官による法創造の問題である。現行の法律上に規定がない状況下で、裁判官は生態系の安全を本件における利益衡量の範囲に含めるべきであろうか。

立法の観点から見ると、本案の問題はただ一つ、すなわち生態系の破壊行為を環境侵権行為として構成することができるかどうか、である。

二 環境侵権制度開拓におけるとまどい：立法実践の問題

わが国の現行の立法において、環境侵権とは、環境汚染によって他人に損害又は危険を与えたという事実を指す。環境汚染行為を中心として環境侵権の境界を定めることはわが国の立法で始まった試みではなく、およそ現在の立法の通例となっている。

(一) 生態環境破壊行為と環境汚染行為の異同

1. 環境侵権行為として生態破壊行為と環境汚染行為が共通して持つ特徴

- (1) 環境汚染と生態破壊はともに環境利用により発生する結果である。
- (2) 行為の隠蔽性。
- (3) 行為の相対性。
- (4) 損害結果の不確定性。
- (5) 損害結果の重大性。

2. 生態破壊行為が環境汚染行為と異なる点

- (1) 生態破壊行為による環境問題の形式は環境汚染とは異なる。
- (2) 行為の多様性。類型化の困難さ。
- (3) 行為結果のコントロールの生態性。
- (4) 行為結果の予見可能性。

上記の環境汚染と生態破壊の共通点は、環境侵権行為を環境汚染行為と生態破壊行為を含む行為とみなす環境法理論の基本的な論拠である。一方、生態破壊行為と環境汚染行為の相違点は、立法の実践において環境侵権制度に生態破壊行為を含められない原因である。

(二) なぜ生態破壊行為は立法の実践で受け入れられないのか

1. 「損害」の内包の不備

生態破壊行為が引き起こす損害は、「人」の損害と「環境」(生態系)の損害を含み、その内部は基本的に次のような構造となっている。まず「環境」の損害、すなわち生態破壊の事実があり、その次に、「人」の損害が発生する。しかも生態破壊が進む状況において、「人」の損害がいつも存在するわけではない。

2. 因果関係の範囲及び確定方法の不十分さ

因果関係の範囲の観点から見ると、環境と生態破壊行為によって生じるものは依然として「環境」の損害であり、「人」の損害を直接生じさせることはなく、「人」の損害が発生しない場合もある。ある行為の生態破壊を証明しても、その行為と「人」の損害との因果関係を直接確定することにはならない。

因果関係確定の方法の観点からは、直接「汚染者注意」の理念を当てはめることができず、生態破壊行為の結果の防止・改善の可能性という点については、被害者の注意義務が、環境汚染の場合に比べて高いものとなる。

3. 救済主体の欠落

生態破壊行為が損害を発生させた際、誰が「環境」被害を主張する権利を有するのであるか。誰が「環境」損害の救済主体となるべきであり、なりえるのであるか。

三 環境侵権制度開拓の構想：理論の追及

梨のさび病事件が環境侵権制度に提起する挑戦は、1つの中心と2つの面から表現される。

一つの中心：環境法において、いかに環境侵権制度を築き上げるべきか。

二つの面：一つの面は、民法理論によって環境汚染を念頭に構築された古い環境侵権理論を、生態破壊行為にまで開拓できるのかどうか。二つ目は、民法理論が生態破壊の非個別的性質の問題を解決できなかった際、環境法は何らかの貢献ができるのかどうか。

基本的構想は、環境侵権制度の再構築であり、新しい形の環境侵権制度体系の構築である。旧来のただ環境汚染行為を中心とし、完成された民法制度を手引きとした単一的仕組みを改変し、環境汚染行為と生態破壊行為に重点をおき、民法理論と環境法理が互いに溝を埋めあう協調的な二元構造体系を作り出すことである。

1. 環境侵権の概念の画定

環境侵権とは、公民、法人及びその他の組織が環境を破壊し他人に損害又は損害の危険を与えたという法律事実である。この概念は、以下のいくつかの意味を包含する。

第一に、環境侵権とは一種の法律事実である。

第二に、環境侵権とは人が環境に影響を与えることにより発生する法律事実である。

第三に、環境侵権の成立は、人または財産への損害の発生を前提としない。

2. 生態型環境侵権責任の構成要件の確定

第一に、「損害」を「人」の損害から「環境」の損害へと拡大させ、責任も人に対する責任から環境に対する責任へと拡大させる。

第二に、因果関係の拡張。これは責任範囲を拡大する上で必須である。まず責任適用上の因果関係を確定すべきである。次に、責任の大きさに関わる因果関係を確定すべきである。前者には因果関係の推定原則が適用されるべきであり、後者には予見可能性基準が適用されるべきである。

第三に、免責事由の縮減。不可抗力を絶対的免責事由としないことと、過失相殺を厳格に制限するという二つの面で縮減する。

3. 公益訴訟制度の構築と完成

国家公益訴訟と民事公益訴訟の二種類の形式を確定させ、一定の国家機関と社会団体に環境侵権救済主体の資格を与え、環境公益を代表させる。

第一に、環境公益訴訟制度は、「環境」損害の救済主体の問題を解決するための特殊

な制度であり、それは「人」に対する損害の主体とは異なり、両者の代替は不可能である。

第二に、環境公益訴訟制度は、民事責任の個人責任と個別的補償原則の壁を破り、環境法上の社会責任と公益補償原則を体現しているのである。

第三に、環境公益訴訟制度の核心は、「環境」への損害と「人」への損害の調和の確認にある。

第四に、環境公益訴訟制度は、環境侵権責任体系が環境的権利と民事的権利の結合、環境責任と民事責任の統一による新しい二元体系であることを意味している。

(翻訳：櫻井次郎、監修：片岡直樹)